おばまし しょう りゅう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう 小浜市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

もくてき (目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。)に即して、法策7条に規定する事項に関し、小浜市職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障がい者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念および法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する(次条において同じ。)。

ごうりてきはいりょ ていきょう (合理的配慮の提供)



がい者の性別、年齢および障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の とっし ひつよう ごうりてき はいりょ いか ごうりてきはいりょ 実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。 かんとくしゃ せきむ (監督者の責務)

- 第4条 職員のうち、所属長以上の地位にある者(以下「監督者」という。) は、前2条に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
  - 一 日常の執務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消 に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消 がない。 に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がいを理由とする差別の解消 解消に関する認識を深めさせること。

  - こうりてきはいりょ ひつようせい かくにん ばぁい かんとく しょくいん たい こうりてき 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的 にどう でいきょう てきせつ おこな にどう 配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、 『ではそく てきせつ たいしょ 迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

- 第5条 小浜市に、職員による障がいを理由とする差別を受けた障がい者 およびその家族その他の関係者(以下「相談者」という。)からの相談等に できかく たいおう 的確に対応するための相談窓口を設置する。
- 2 前項に規定する相談窓口は、障がい者福祉担当課に設置する。ただし、 <sup>そうだんとう ないよう おう かんけいかとう しょくいん じこう しょり いらい 相談等の内容に応じ、関係課等の職員に次項の処理を依頼することができ る。</sup>
- 3 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。



- 5 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、職員担当課および障がい者 なくしたんとうか しゅうやく そうだんとや 福祉担当課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報 まえりゆう はか いご そうだんとう かつよう 共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 6 第2項の相談窓口の担当課は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

けんしゅう けいはつ (研修・啓発)

- 第6条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、 ひつよう けんしゅう けいはつ おこな 必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに職員となった者に対しては、障がいを理由とする差別の解消に 対かな事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められるでは、に対しては、障がいを理由とする差別の解消等に関し求められるでは、ではいいて理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

ふ そく 関

この要領は、平成28年4月1日から施行する。



# べっし別紙

かいたいまうよう かい りゅうい じこう でいん かん たいおうよう かい 八浜市における 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要 領に係る 留意事項

## だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かた第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、小浜 市が行う給付およびサービスや各種機会の提供を拒否する、または提 性に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対して は付さない条件を付けることなどにより、障がい者の権利利益を侵害す ることを禁止している。

ただし、障がい者の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障がい者を障がい者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法がよれた障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。



このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、 もんだいとなる事務または事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障が い者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

# だい せいとう りゅう はんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点



### だい ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、ない。 第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、 値別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている 集体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、 さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

### ふとう さべつてきとりあつか あ う ぐたいれい (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- しょう りゅう まどぐちたいおう きょひ ○ 障がいを理由に窓口対応を拒否する。
- しょう りゅう たいおう じゅんじょ あとまわ ○ 障がいを理由に対応の順序を後回しにする。
- 障がいを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障がいを りゅう 理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、 特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。



○ 本人またはその家族等の意思(障がいのある方の意思を確認すること 本人またはその家族等の意思(障がいのある方の意思を確認すること が困難な場合に限る。)に反したサービス(施設への入所など)を行うこと。

### だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた 第4 合理的配慮の基本的な考え方

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務または事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様でなないにはようできませんがいます。

合理的配慮は、小浜市の事務または事業の目的・内容・機能に照らし、 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい 者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのもので あること、事務または事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ば ないことに留意する必要がある。



なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とはでいた。後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に が過する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。) のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、 触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図 る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障がい者からの意思表明のみでなく、知的障がいや精神障がい、発達障がいを含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、 はったっしょう かいを含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、 障がい者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である。 
ばあい 
はあい 
はまずいない 
はない 
はない 
はない 
はないない 
はないない 
はないない 
はない 
はない 
はないない 
はない 
はない 
はない 
はない 
はないない 
はない 
はない



- 1 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況にないて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が表現にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 小浜市が、事務または事業の全部または一部を委託等する場合は、 
  「いきょう 
  「ないきょう 
  提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障が 
  い者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

#### だい か じゅう ふ たん き ほんてき かんが かた 第5 過 重 な負担の基本的な 考 え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務または事業への影響の程度(事務または事業の目的、内容、機能 を損なうか否か)
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひょう またん ていど

   費用・負担の程度

#### だい ごうりてきはいりょ ぐ たいれい 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

# でうりてきはいりょ あ う ぶつりてきかんきょう はいりょ ぐ たいれい (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、 携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。



- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で ある 歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。
- 障がいの特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席 い き とびらふきん 位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障がい者や、パニック等を起こした障がい者に対し、別室を設けたり、臨時の休憩スペースを設けたりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞く ことが難しい聴覚障がい者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を またいし、分かりやすく案内し誘導を図る。

## (合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段 を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号が異なりうることに留意して使用する。



- 視覚障がいのある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう音声コード付き資料等を提供する。
- 電話、ファックス、電子メール等、様々な媒体を用いて情報提供や りょううけっけょう おこな 利用受付等を行う。
- □ ちゅうしゃじょう つうじょう こうとう おこな あんない かみ っちた □ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかり やすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読といっ た配慮を行う。
- 障がい者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを一つずつ確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。



- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚または聴覚に障がいのある委員や知的障がいを持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障がいの特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

## (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た うえ とうがいしょう しゃ じゅんばん く こっこっ せき ようい 上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- 事務手続きの際に、申請書等の記入が困難な場合に内容をゆっくりと ままり、 する かくにん だいひっ おこな 読み上げ、確認をしながら代筆を行う。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 小浜市の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の ⟨かく 区画に変更する。



- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等が ある場合、当該障がい者に説明の上、障がいの特性や施設の状況に応 じて別室を準備する。
- 非公表または未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担 「まっている。」 「は、まっている。」 「は、まっている。。 「は、まっている。 「は、まっている。
- 障がいの特性により、疲労を感じやすい委員がいる場合に、会議の とちゅう てきぎ きゅうけいじかん もう 途中で、適宜、休憩時間を設ける。

